

保育所等入所申込 提出書類チェックリスト

以下の事項をご確認いただき、保護者確認欄にチェックを入れて、申込書と一緒にご提出ください。



(1) 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育施設利用申込書

確認事項	保護者 確認欄	職 員 使用欄
○申込児童1人につき、1枚作成しましたか。	☐	☐
○申込児童の年齢は、令和8年4月1日の年齢で記入しましたか。	☐	☐
○現在の住所地が吉岡町外の場合は、現在の住所地を記入してください。 転入予定日： 令和 年 月 日 現 住 所： ※通知の送付先となります。	☐	☐
○連絡先は記入しましたか。	☐	☐
○保育希望時間欄について、標準時間・短時間を選択しましたか。 標準時間認定：就労の場合 月120時間以上 短 時 間 認 定：就労の場合 月64時間以上120時間未満	☐	☐
○兄弟姉妹がいる場合、世帯状況の職業・学校等欄を記入しましたか。	☐	☐
○児童を除く世帯員の個人番号（マイナンバー）を記入しましたか。 記入がない場合、町が確認を行うことに同意しますか。	☐	☐
○利用を希望する期間は、以下の基準に沿って適切に記入しましたか。 ・復職日によって入所月が異なります。復職日が1～15日の場合は前月の1日、16～31日の場合は当月の1日からの入所を希望することが出来ます。 ・入所月から慣らし保育の利用となります。4月1日入所の場合、3月からの慣らし保育はありません。慣らし保育の期間は2週間を目安としていますが、園や児童の状況により異なる場合があります。 ・申込時点で未出生であり、出産予定日と実際の出産日とのずれにより入所月に変更が生じる場合は、入所予定施設との調整を行いますので子育て支援室にご相談ください。変更ができない場合もありますので、ご了承ください。	☐	☐
○利用を希望する施設名は第3希望まで記入しましたか。 ○第4希望以降について、希望する・希望しないを選択しましたか。 ・第1希望のみの記入で「不承諾」になった場合、待機児童の扱いになりません。 また、入所審査にあたって有利にはなりません。	☐	☐

(2) 保育を必要とする事由を証明する書類

父母の証明以外に、60歳未満の同居の方がいる場合、全員の証明が必要です。

【保護者の状況】 ・提出書類	確認事項	保護者 確認欄	職 員 使用欄
【就労している方】 ・就労証明書	・事業所名及び担当者名は記入されていますか。 ※自営業の方は取引先等の第三者の証明または確定申告書、事業開始届の写し等が必要です。 ・就労時間は月64時間を超えていますか。 ・育児休業中の場合、復職日の記載はありますか。 ・保護者記載欄は記入しましたか。	☐	☐
【出産前後の方】 ・母子健康手帳の写し	・認定期間は産前産後2ヶ月、出産月を含め計5ヶ月となります。認定期間終了後は、決定通知の期限をもって退園となります。 ・保護者氏名が分かる部分、分娩予定日の記載のある部分が必要です。	☐	☐
【病気、けが、精神、身体に障がいを持っている方】 ・診断書または障害者手帳等の写し	・期限がある場合には、再度提出が必要です。	☐	☐
【介護等をしている方】 ・看護（介護）申立書	・看護（介護）を要する方の診断書、介護保険証または障害者手帳等の写しが必要です。 ・期限がある場合には、再度提出が必要です。	☐	☐
【就学している方】 ・在学証明書または講座の受講証の写し等	・時間割等の就学時間の分かる書類が必要です。	☐	☐
【求職活動中の方】 ・求職活動状況申出書	・入所後3ヶ月以内に就労証明書の提出が必要です。未提出の場合は、決定通知の期限をもって退園となります。	☐	☐

(3) 該当者のみ提出が必要な書類

状況	提出書類・確認事項	保護者 確認欄	職 員 使用欄
○町外の保育施設を希望する方	<u>広域入所を必要とする理由書</u> ・申込児童1人につき、1枚必要です。	☐	☐
○兄・姉が既に入園している方	<u>認定区分変更申請書</u> ・育児休業中は兄・姉の保育区分の変更が必要です。 ① 育児休業を取得する際：短時間（育休）への変更 ② 育児休業から復職する際 ：標準時間または短時間（就労）への変更	☐	☐
○吉岡町に転入予定の方	<u>住宅売買契約書またはアパートの賃貸契約書の写し等</u> ・売買契約書の場合には、契約者名、新住所、引き渡し日が記載されている部分が必要です。 ・住所異動日（吉岡町に住み始める日）が、月を跨いで延びた場合、入所決定は取消しとなります。	☐	☐

上記の内容について確認し、承諾しました。

令和 年 月 日

保護者氏名